

## 業務手順書 一覧

課（事務所・局）名	係名	No.	業務・事務名	担当TEL	備考
庶務課	庶務係	1	郵便物の収受・送付	32-1231	R6.2.29見直し
		2	郵便切手の管理	32-1231	R6.2.29見直し
	文書法制係	1	公文書の取扱い	32-1234	R6.2.29見直し
		2	伊東市情報公開条例に基づく情報公開事務	32-1234	R6.2.29修正
		3	個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人情報の開示請求	32-1234	R6.2.29修正
	契約検査係	1	工事検査	32-1236	R6.2.29見直し
		2	入札参加資格審査申請書受付	32-1236	R6.2.29見直し

## 伊東市 業務手順書

[当初作成日] 2019/12/20 [見直し日] 2024/2/29 [見直しによる変更] 無

部	総務部	課等	庶務課	担当係名	庶務係	シート番号	1	業務・事務名	郵便物の収受・送付
業務・事務の目的	郵便物を適正に処理するため								
内包するリスク	①、③⑧、⑨、⑩								



補足	
----	--

変更点	
-----	--

## 伊東市 業務手順書

[当初作成日] 2019/12/20 [見直し日] 2024/2/29 [見直しによる変更] 無

部	総務部	課等	庶務課	担当係名	庶務係	シート番号	2	業務・事務名	郵便切手の管理		
業務・事務の目的	郵便切手を適正に管理するため										
内包するリスク	①、③、⑩、⑪										

事務・業務フロー		事務内容又は目的	事務手続に要する期間	関連法令等	«決裁区分等»成果物・記録類	備考	リスクNo.
関連部門	当該部門						
【各課】郵便切手の請求	郵便切手の払出	郵便切手受払簿に金種と枚数を記入し、払い出す。	即日	伊東市役所文書取扱規程	郵便切手受払簿		
【各課】郵便切手の返却	郵便切手の受入	郵便切手受払簿に金種と枚数を記入し、受け入れる。	即日				
	郵便切手の購入	郵便切手受払簿に購入した金種と枚数を記入し、受け入れる。					③
	保有する郵便切手の確認	毎月末に保有している郵便切手の金種と枚数を確認する。当月に受け払いした郵便切手の金額を集計する。					
毎月繰返し	郵便切手種別表に記入	集計金額と保有数が一致していることを確認し、郵便切手種別表に記入する。					

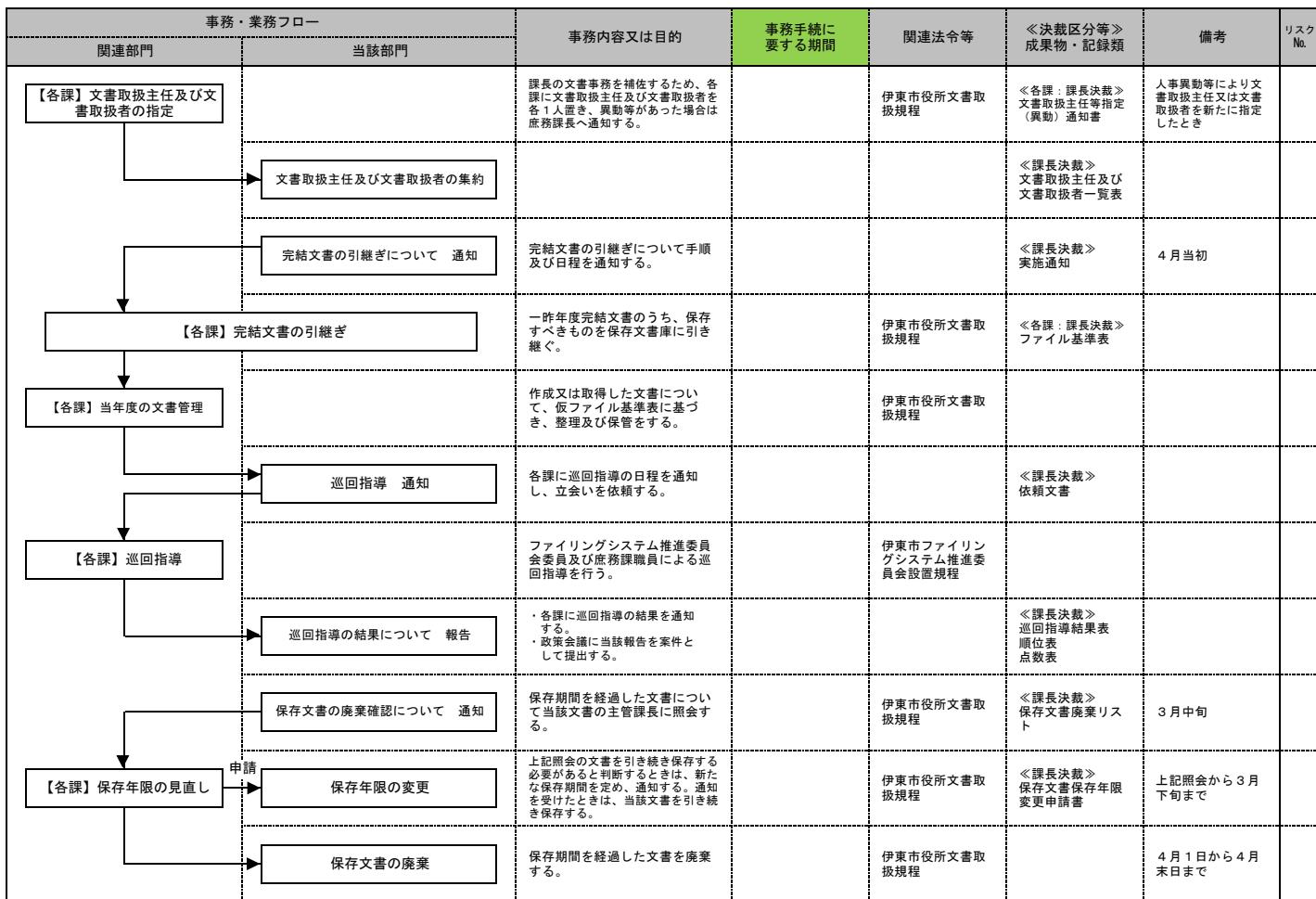
**補足** 払出し及び受入れは随时行う。購入は保有する郵便切手の残数が少ないときに行う。

**変更点**

## 伊東市 業務手順書

当初作成日 2019/12/20 見直し日 2024/2/29 見直しによる変更 無

部	総務部	課等	庶務課	担当係名	文書法制係	シート番号	1	業務・事務名	公文書の取扱い
業務・事務の目的	公文書を適正かつ円滑に管理する。								
内包するリスク	①、③⑧、⑨、⑪								



補足	
----	--

変更点	
-----	--

# 伊東市 業務手順書

当初作成日 2019/12/20 見直し日 2024/2/29 見直しによる変更 有

部	総務部	課等	庶務課	担当係名	文書法法制係	シート番号	2	業務・事務名	伊東市情報公開条例に基づく情報公開事務
業務・事務の目的	本市が保有する情報を公開することにより、公正で開かれた市政の運営を図り、もって市民の市政への参加の促進と信頼の確保に資するため								
内包するリスク	①、②、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮								
<b>事務・業務フロー</b>									
関連部門	当該部門	事務内容又は目的	事務手続に要する期間	関連法令等	『決裁区分等』成果物・記録類	備考	リスクNo.		
【請求公文書所管課】 ※以下「所管課」とする。 情報公開請求受付		・請求書の不備の確認を行う。 ・請求者から請求書を受領し、請求を受付する。 ・受付の際、対象となる情報の特定に努める。		伊東市情報公開条例、伊東市情報公開条例施行規則	『部長決裁』情報公開請求書				
【所管課】 決定の延長・通知		やむを得ない理由によるときは、決定の期間を延長できる。 ※請求のあった日の翌日から起算して60日を限度とする。	請求のあった日から起算して15日以内	伊東市情報公開条例、伊東市情報公開条例施行規則	『部長決裁』情報公開決定期間延長通知書		②		
【所管課】 存否応答の判断		当該請求に係る情報の存否を回答するだけで、本来非公開すべき情報を公開することとなる場合は、存否応答を拒否することができる。		伊東市情報公開条例、伊東市情報公開条例施行規則			⑩		
【所管課】 請求に対する決定等の起案・決裁		・請求内容及び対象の公文書を精査し、請求に対する諸否の決定を行う。 ※請求のあった日から起算して15日以内 ・存否応答を拒否する場合は不開示決定し、その旨を理由として付記すること。	請求のあった日から起算して15日以内	伊東市情報公開条例、伊東市情報公開条例施行規則	『部長決裁』情報公開（一部公開・非公開）決定通知書		② ⑩		
【所管課】 決定通知書の発送		・請求者へ決定通知書を送付する。 ・手数料及び開示請求に係る写し作成若しくは郵送費用について請求者に案内する。	請求のあった日から起算して15日以内	伊東市情報公開条例、伊東市情報公開条例施行規則			② ⑦ ⑨ ⑩		
【所管課】 公文書の公開	【所管課】 一部公開決定及び非公開決定	決定通知書に記載した公開日時及び方法にて開示する。		伊東市情報公開条例、伊東市情報公開条例施行規則			⑩		
【所管課=処分庁】 審査請求の受付		審査請求書の記載事項を確認し、不備があれば修正を依頼する。		行政不服審査法	『副市長決裁』審査請求書				
【審査庁担当課】 審査請求に係る審査庁事務	【審理員】 審査請求に係る審理手続	(審査) ・審査請求書の記載事項に不備がある場合は補正を命じる。 ・補正できないことが明らかな場合は、この時点で却下する。 ・審理員指名を行い、審査請求人に審理員指名の通知を行う。 ・却下事由に該当する場合は、却下の裁決を行う。 ・請求の全部を認容する場合は全部認容の裁決を行う。 ・審査会における審者が必要な場合は、裁決案を作成し、諮詢を行う。 ・その他審査庁事務を行う。 (審理員) ・審査庁から審査請求書を受領後、処分庁に対して、審査請求書の送付及び弁明書の提出要求を行う。 ・弁明書を審査請求人に送付し、反論書の提出及び口頭意見陳述の申立てが可能である旨を伝える。 ・審査請求人に対し、反論書、意見書の提出期限通知する。 ・口頭意見陳述、証拠書類等の提出期限の通知を行う。 ・審理員意見書を作成し、審査庁に提出する。 (処分庁) ・弁明書を作成する。		行政不服審査法	『部長決裁』弁明書				
【審問書の受領】		審査会へ諮問書を提出する。			諮問書				
要求 提出	【審査庁担当課】 意見聴取・資料提出	諮問書に基づき、一部公開・非公開・拒否決定の妥当性について審査を行う。		行政不服審査法					
【審査庁担当課・審査請求人】 口頭意見陳述への出席		必要に応じて意見聴取等を行う。							
	【審査会】 口頭意見陳述の実施	審査会が必要と認める場合は口頭意見陳述を実施する。		行政不服審査法					
	【審査会】 答申	審査会における審査の結果を答申としてまとめ、実施機関へ交付する。		行政不服審査法	『審査会決定』答申書				
【審査庁担当課】 裁決	【審査会】 裁決書の公表	【審査会】 ・答申を専として裁決を行う。 ・裁決書副本を審査請求人に交付する。 【庶務課】 ・裁決書を公表する。		行政不服審査法	『副市長決裁』裁決書		⑩		

補足

変  
更  
点

伊東市情報公開審査会が廃止となったことに伴う審査請求の流れ

# 伊東市 業務手順書

当初作成日 2019/12/20 見直し日 2024/2/29 見直しによる変更 有

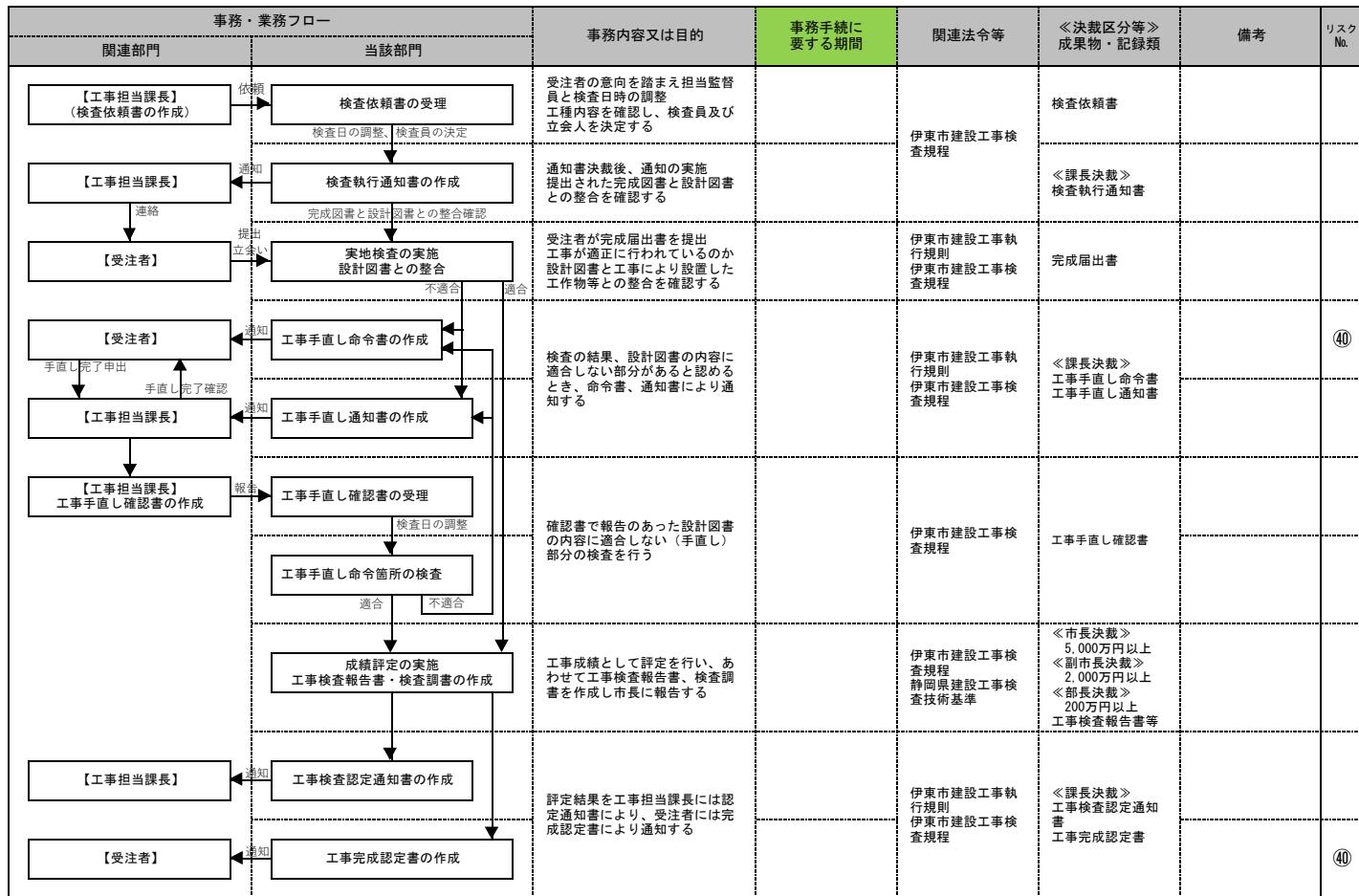
部	総務部	課等	庶務課	担当係名	文書法体制	シート番号	3	業務・事務名	個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人情報の開示請求
業務・事務の目的	市民等に自己に関する個人情報の開示、訂正等の請求の権利を保障し基本的人権を擁護する民主的かつ公正な市政の運営を図るため								
内包するリスク	①、②、③、④、⑤、⑥								
<b>事務・業務フロー</b>									
関連部門	当該部門	事務内容又は目的	事務手続に要する期間	関連法令等	『決裁区分等』成果物・記録類	備考	リスクNo.		
【当該個人情報所管課】 ※以下「所管課」とする。 開示請求等受付		<ul style="list-style-type: none"> <li>・請求書の不備の確認を行う。</li> <li>・請求者から請求書を受領し、請求を受付する。</li> <li>・受付の際、対象となる情報の特定に努める。</li> <li>・免許証等による本人確認を実施する。</li> <li>・郵送請求、任意代理人にあっては、本人確認書類の他に請求者が、請求前30日以内に取得した住民票等の確認を実施する。</li> </ul>		個人情報の保護に関する法律	『部長決裁』 保有個人情報開示請求書	訂正及び利用停止請求については、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に請求をしなければならない。			
【所管課】 決定の延長・通知		やむを得ない理由によるときは、決定の期間を延長できる。 ※請求のあった日の翌日から起算して60日を限度とする。	保有個人情報開示、訂正及び利用停止にあつては、請求の日から起算して30日以内	個人情報の保護に関する法律	『部長決裁』 保有個人情報開示等決定期間延長通知書		②		
開示の請求の場合 訂正・利用停止の請求の場合		当該請求に係る個人情報の存否を回答するだけで、本来不開示とすべき情報を開示することとなる場合は、存否応答を拒否することができます。		個人情報の保護に関する法律			④		
【所管課】 存否応答の判断		<ul style="list-style-type: none"> <li>・請求内容及び対象の公文書を精査し、請求に対する諾否の決定を行う。 ※請求のあった日から起算して30日以内・存否応答を拒否する場合は不開示決定し、その旨を理由として付記すること。</li> </ul>	保有個人情報開示請求、訂正請求及び利用停止にあつては、請求の日から起算して30日以内	個人情報の保護に関する法律	『部長決裁』 保有個人情報開示(不開示/一部開示)決定通知書、 保有個人情報訂正・利用停止決定通知書		② ④		
【所管課】 請求に対する決定等の起案・決裁		<ul style="list-style-type: none"> <li>・請求者へ決定通知書を送付する。</li> <li>・手数料及び開示請求に係る写し作成若しくは郵送費用について請求者に案内する。</li> </ul>	保有個人情報開示請求、訂正及び利用停止にあつては、請求の日から起算して30日以内	個人情報の保護に関する法律			② ④		
【所管課】 決定通知書の発送		決定通知書に記載した公開日時及び方法にて開示する。		個人情報の保護に関する法律			④		
【所管課】 保有個人情報の開示		訂正又は利用停止の決定をしたときは、速やかに当該保有個人情報の訂正又は利用停止をする。		個人情報の保護に関する法律					
【所管課】 保有個人情報の訂正 又は利用停止		【訂正を実施した場合】 必要な場合、当該保有個人情報の提供先に対し、その旨を書面で通知する。		個人情報の保護に関する法律	『課長決裁』 提供をしている保有個人情報の訂正決定通知書		④		
【所管課】 外部提供先等への通知		審査請求書の記載事項を確認し、不備があれば修正を依頼する。		個人情報の保護に関する法律	『副市長決裁』 審査請求書				
一部分開示・不開示とした場合		<p><b>(審査)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査請求書の記載事項に不備がある場合は補正を命じる。 補正できないことが明らかな場合は、その時点での却下とする。</li> <li>・審理員指名を行い、審査請求人に審理員指名の通知を行う。 却下事由に該当する場合は、却下の郵便を行う。</li> <li>・請求の全部を認容する場合は全部認容の裁決を行う。</li> <li>・審査会における審査が必要な場合は、裁決案を作成し、詰問を行う。</li> <li>・その他審査事務を行う。</li> </ul> <p><b>(審理員)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査庁から審査請求書を受領後、処分庁に対して、審査請求書の送付及び弁明書の提出要求を行う。</li> <li>・弁明書を審査請求人に送付し、反論書の提出及び口頭意見陳述の申立てが可能である旨を伝える。</li> <li>・審査請求人に対し、反論書、意見書の提出期限通知する。</li> <li>・口頭意見陳述、証拠書類等の提出期限の通知を行う。</li> <li>・審理員意見書を作成し、審査庁に提出する。</li> <p><b>(見分が)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弁明書を作成する。</li> </ul> </ul>			行政不服審査法	『部長決裁』 弁明書			
【所管課=処分庁】 審査請求の受付		審査会へ諮問書を提出する。				諮問書			
【審査庁担当課】 審査請求に係る審査庁事務									
【審理員】 審査請求に係る審理手続									
		諮問書の受領							



## 伊東市 業務手順書

当初作成日 2019/12/20 見直し日 2024/2/29 見直しによる変更 無

部	総務部	課等	庶務課	担当係名	契約検査係	シート番号	1	業務・事務名	工事検査
業務・事務の目的	建設工事、工事材料及び工事材料製造の厳正かつ適確な検査								
内包するリスク	①、③⑧、⑨、⑩								



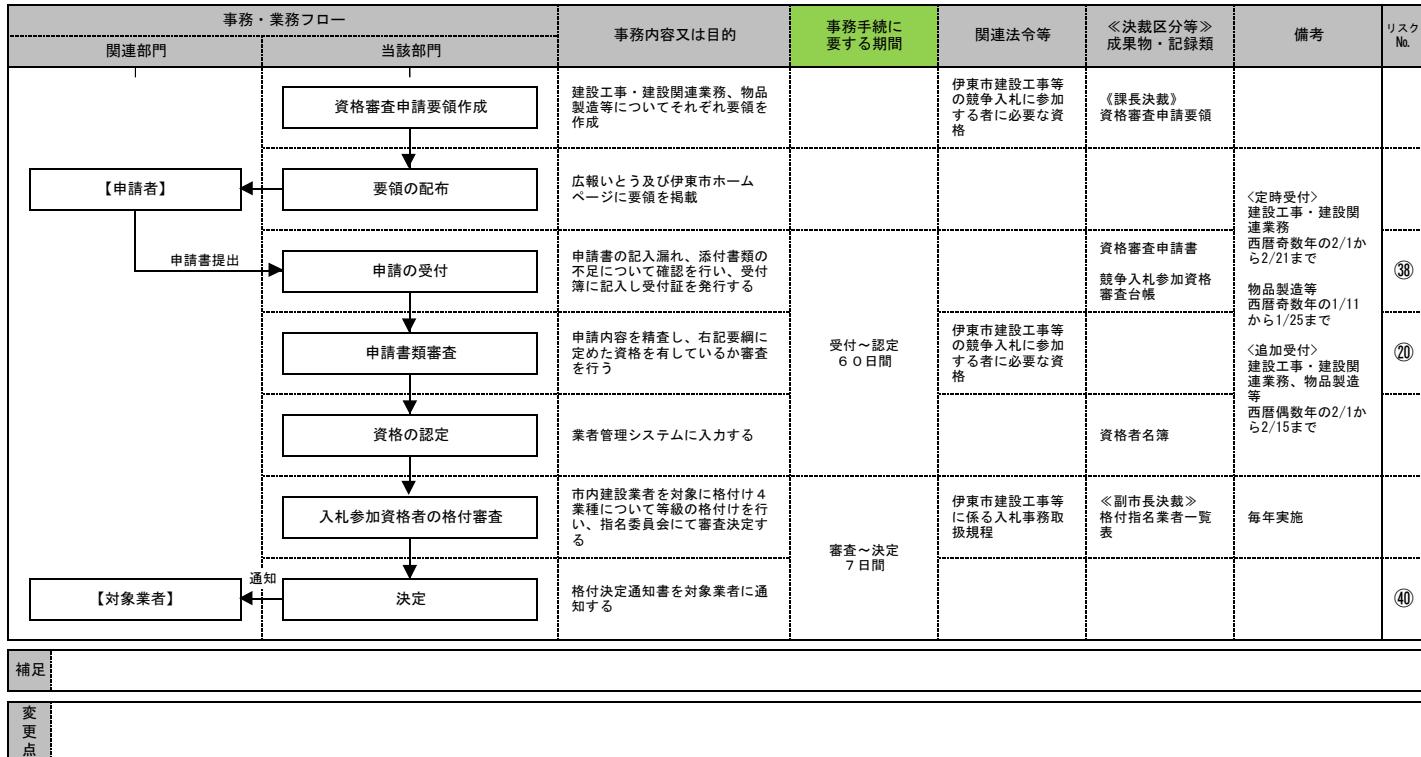
**補足** 当該事務の対象は、  
請負代金額が200万円以上の工事、国庫補助の工事及び国庫交付金事業の工事である。(これ以外は、工事担当課が実施する。)

**変更点**

## 伊東市 業務手順書

[当初作成日] 2019/12/20 [見直し日] 2024/2/29 [見直しによる変更] 無

部	総務部	課等	庶務課	担当係名	契約検査係	シート番号	2	業務・事務名	入札参加資格審査申請書受付
業務・事務の目的	伊東市の入札に参加しようとする者について、入札参加資格を有しているか審査し業者登録を行う。								
内包するリスク	①、②〇、③〇、④〇、⑤〇、⑥〇								



補足

変更点